

(別紙1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査について、坂東市及び茨城県から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、坂東市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱等の規定に基づき、移住支援金を返還します。
 - (1) 全額の返還
 - ・虚偽の申請等をした場合
 - ・移住支援金の申請日から3年未満で転出した場合
 - ・移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合
 - ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
 - (2) 半額の返還
 - ・移住支援金の申請日から3年以上5年以内に転出した場合